

第 41 回石巻市新型コロナウイルス等対策本部会議（任意設置） 会議要旨

日 時：令和 3 年 4 月 2 日（金）18：00～19：00

会 場：防災センター 2 階 多目的ホール

次 第

[報告事項]

1 新型コロナウイルス感染症の状況等について（健康部）

■市内のクラスター 6 件

- ・カラオケステーション丸新丸 陽性者 7 名
- ・石巻工業高等学校 陽性者 10 名
- ・工場（食料品製造業） 陽性者 7 名
- ・石巻高等学校 陽性者 26 名
- ・児童関連施設 陽性者 7 名
- ・医療機関 陽性者 7 名

■患者発生状況

市内感染者 226 名【4/1 現在】 ※患者の概要は別紙参照

----- 異議なし -----

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」の適用について（健康部）

国は、特定地域において感染が急拡大していることを受け、宮城県、大阪府及び兵庫県の 1 府 2 県に、緊急事態宣言に準じる措置を取る「まん延防止等重点措置」を適用すると決め、4 月 5 日から 5 月 5 日までの 1 か月間、飲食店の時短要請等の対策を講じることとしている。

○営業時間短縮の協力要請等の概要（案）

対象区域	仙台市	仙台市を除く県内全域
対象期間	令和 3 年 4 月 5 日（月）午後 8 時～ 令和 3 年 5 月 6 日（木）午前 5 時	令和 3 年 4 月 5 日（月）午後 9 時～ 令和 3 年 5 月 6 日（木）午前 5 時
対象施設	食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店 ※一部対象外の飲食店あり	食品衛生法上の営業許可を取得している以下の施設 ①接待を伴う飲食店 ②酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）

対象区域	仙台市	仙台市を除く県内全域
要請内容	午前 5 時から午後 8 時までの時間短縮 営業 (酒類の提供は午前 11 時から午後 7 時 まで) 入場する者の整理等、マスク着用の周 知、感染防止措置を実施しない者の入 場の禁止等	午前 5 時から午後 9 時までの時間短縮 営業
命令・過料	要請に係る措置を講じるよう命じるこ とができる 命令に違反したときは、20 万円以下の 過料	—
その他	上記の営業時間以降、飲食店にみだり に出入りしないよう、住民に対して要 請	—

----- 異議なし -----

[その他]

- ・特になし

○第 4 2 回対策本部会議日程

[日時] 4 月 1 3 日 (火) 庁議終了後 [会場] 防災センター 2 階 多目的ホール

以 上